

- ・電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給について… 3面
- ・国登録有形文化財「村野家住宅(願想園)」特別見学会などのご案内… 4面
- ・お住まいの耐震性について相談を受け付けます… 6面
- ・6年度お子さんの予防接種… 10面



市では、妊産婦とこどもと家庭に関する総合的な支援を行う施設として、わくわく健康プラザ2階に「こども家庭センター」を設置し、4月1日(月)から業務を開始します。

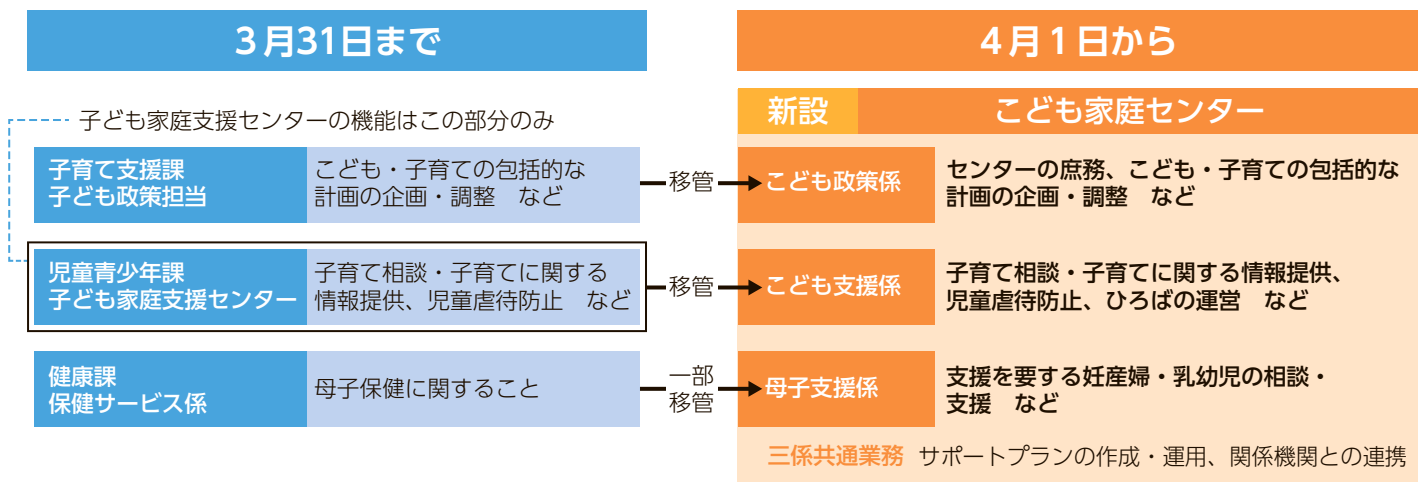
こどもや子育てのことで「困ったな」と思ったら、気軽に相談したり、遊びに来てください。

開所日 月曜～土曜日(祝日、年末年始を除く)
場所 わくわく健康プラザ2階(滝山4-3-14)
電話番号
こども政策係(利用者支援員相談) ☎042・420・6741
こども支援係(子育て総合相談) ☎042・471・0910
母子支援係 ☎042・420・6742
滝山ひろば ☎042・420・6743

「子ども家庭支援センター」は「こども家庭センター」に変わります

図 「こども家庭センター」設置に伴う組織改正

こども家庭センターでは、これまで「子ども家庭支援センター」が担ってきたこどもと子育て家庭に関する総合的な支援に加え、妊産婦や乳幼児への支援やこども・子育て政策等の計画・運営を担うことで、より一体的な切れ目のない支援が可能になります。
※「地域子ども家庭支援センター上原」は「地域子育てひろば上原」へ名称を変更します。開館時間や事業内容に変更はありません。



施設紹介

こども家庭センターでは、こどもに関する講座やイベントを開催しています。イベントの詳細は2面をご覧ください。



相談の様子

事務室

新しくできた事務室では、以下の相談を受け付けています。

■子育て総合相談

こども(おおむね0～18歳)や妊産婦、その他ご家族が抱える気になることや困っていること、心配なことについて連絡してください。一緒に考えましょう。お子さん本人からの相談も受け付けます。

相談時間 月曜～土曜日午前9時～午後4時半

■利用者支援員相談

保育所や幼稚園などの施設や地域の子育て支援事業等について、利用者支援員がご案内します。

相談時間 月曜～金曜日午前8時半～11時半、午後1時～午後4時半

滝山ひろば

■交流スペース

主に0～3歳くらいのこどもと保護者等が、自由に遊んだり、おしゃべりできるスペースです。子育て仲間をつくったり、子育ての悩み、心配なことを聞き合ったり、話し合ったりしましょう。赤ちゃんのスペースもあります。

利用時間 月曜～土曜日午前10時～午後4時半



■くつろぎスペース(食事室・主に0～3歳)

親子でおやつを食べたり、子育て仲間と一緒に弁当を食べたりできるスペースです。

利用時間 月曜～土曜日午前10時～午後4時半

■地域活動室

子育てグループや、子育てグループを作ろうとされている方、地域で子育てボランティアをされている方が利用できます。利用の申し込みは滝山ひろばで行います。

利用時間 月曜～土曜日午前9時～正午、午後1時半～4時半



3月31日付で任期満了を迎えた片柳博文(かたやなぎひろふみ)教育長が6年第1回市議会定例会で議会の同意を得て再任されました。任期は4月1日〜9年3月31日の3年間です。

教育長の再任について

(1面から続く)

こども家庭センターなどで行うイベント紹介

こども家庭センター(滝山ひろば)

わくわく健康プラザ2階 ☎042・420・6743

■わくわく赤ちゃん広場

回対 4月10日(水)が「ねんねの会」0〜6カ月児と保護者、24日(水)が「はいはいの会」7〜12カ月児と保護者、いずれも午前10時〜11時半 内 親子の触れ合い遊び、体重測定、情報交換 定 各10組 師 ねんねの会は助産師、はいはいの会は栄養士 持 バスタオル 他 きょうだいの保育あり(先着各3人) 申 4月3日(水)午前10時から電話または同センターで

■本村小なかよし広場

回 4月12日(金)午前10時〜11時半 場 本村小学校相談室内 お子さんと遊びながら育児の情報交換 対 乳幼児と保護者 注 徒歩か自転車で来場を 申 当日会場で

■わくわくおはなし広場

回 4月23日(火)午前11時〜11時20分 場 同センター地域活動室内 内 乳幼児向けの絵本の読み聞かせ、ペープサート・手遊びや親子の触れ合い遊び 対 0歳〜未就学児と保護者 定 10組 申 4月9日(火)午前10時から電話または同センターで

地域子育てひろば上の原

上の原1-2-44 ☎042・420・9011

■おはなし広場

回 4月15日(月)午前11時〜11時半 内 ボランティアによる読み聞かせや手遊びなど 対 1歳以上の乳幼児と保護者 定 10組 申 4月8日(月)午前10時から電話または同ひろば上の原で



市の計画を策定しました

市では、6年2月に次の4つの計画を策定しました。各計画は市政情報コーナー、中央・滝山・東部・ひばりが丘の各図書館、各担当課、市HPでご覧いただけます。

東久留米市避難行動要支援者 避難支援計画

☎防災防犯課(市役所2階) ☎042・470・7769



市HP

本計画は、障害・介護事業者からのご意見を踏まえ、庁内関係部署による委員会協議・検討を行い、パブリックコメントを実施し、策定しました。

■計画の趣旨

災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害のある方などを避難行動要支援者といい、本計画はこうした方々の避難支援体制の整備を図り、安全・安心な地域づくりを強化するため、避難行動要支援者の避難支援等について、基本的な方針や進め方等の必要な事項を定めたものです。今後は、本計画に基づき将来起こり得る大規模自然災害へ備え、地域における避難支援体制の整備を図り、誰もがあんしんして暮らせるまちづくりを進めてまいります。

計画の期間 6年2月から

東久留米市第7期障害福祉計画 ・第3期障害児福祉計画

☎障害福祉課(市役所1階) ☎042・470・7747



市HP

本計画は、市民の皆さんに対する意識調査や当事者団体、障害福祉事業者に対するヒアリング調査、パブリックコメントの結果および東久留米市地域自立支援協議会における協議内容を踏まえ、検討を行った上で策定しました。

■計画の趣旨

障害福祉計画および障害児福祉計画は、それぞれ障害者総合支援法、児童福祉法に基づき策定するもので、障害福祉サービス等の提供体制の確保が総合的かつ計画的に図られることを目的とし、計画期間内における各種サービスについての見込み値を設定するとともに、目標と取り組む施策を定めています。

計画の期間 6年度〜8年度

東久留米市自殺対策計画(第2次)

☎健康課(わくわく健康プラザ内) ☎042・477・0022



市HP

本計画は、10歳以上の市民の方々を対象とした「健康に関するアンケート」の結果を踏まえ、庁内関係部署による会議および地域関係者を委員とした東久留米市自殺対策推進協議会による協議・検討を行い、パブリックコメントを実施し策定しました。

■計画の趣旨

本計画は、自殺対策基本法に基づき策定したもので、基本理念を「みんなでこころ支えあう 心地よいまち」とし、市職員や関係機関を含む市民みんなで取り組むこととしています。「自殺対策総合施策」として自殺対策におけるネットワークづくりや人材育成等、「分野別施策」として庁内関係各課で実施している周知・啓発、居場所づくり、相談・支援に取り組んでいきます。今回、新たに分野別施策に「女性」を位置付けています。

計画の期間 6年度〜10年度

東久留米市第3期データヘルス計画 ・第4期特定健康診査等実施計画

☎データヘルス計画について=保険年金課(市役所1階) ☎042・470・7733、特定健康診査等実施計画について=健康課(わくわく健康プラザ内) ☎042・477・0013



市HP

本計画は、パブリックコメントの結果および東久留米市国民健康保険運営協議会における協議内容を踏まえ、検討を行った上で策定しました。

■計画の趣旨

データヘルス計画は、平成27年の国民健康保険法等改正で保険者による個々の加入者の自主的な取り組みへの支援が法律に位置づけられたことにより策定するもので、保健事業をPDCAサイクルで効果的・効率的に実施するために事業の目的、目標および実施内容を定めています。

特定健康診査等実施計画は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき策定するもので、特定健康診査および特定保健指導の実施に関する基本的な事項やその成果目標に関する基本的な事項を定めています。

計画の期間 6年度〜11年度

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給について

〇市重点支援給付金コールセンター
☎042・470・7863
(土曜・日曜日、祝日を除く午前 8 時半～午後 5 時15分)

◆追加給付分(7 万円給付金・住民税非課税世帯等対象)

申請書の提出期限は **4 月30日(火)(必着)** です

期限を過ぎますと給付金を受給できなくなりますので、対象となる世帯でまだ提出されていない場合は忘れずに提出してください。
支給対象世帯・申請などの詳細は市〇〇をご覧ください。

※同意書を送付された方や既に申請いただいた方には、2 月下旬から順次給付を行っています。申請後、一定期間経過しても振り込まれていない場合はコールセンターにお問い合わせください。



市〇〇
(追加給付分)

◆均等割のみ課税世帯給付分・こども加算給付分

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税均等割のみ課税世帯に対し、1 世帯あたり10万円を支給します。(1 世帯 1 回限り)。また、「10万円給付金の受給世帯」および「7 万円給付金を受給する非課税世帯(家計急変世帯を除く)」に対し、児童 1 人当たり 5 万円を支給します。
申請書の入手方法など、詳細は市〇〇をご覧ください。コールセンターまでお問い合わせください。

- ※この給付金は、法令により非課税及び差押禁止の取り扱いになります。
- ※この給付金を装った詐欺にご注意ください。

■配偶者からの暴力(D V)等により避難している方へ

配偶者やその他親族からの暴力などを理由に避難している方で、事情により 5 年12月 1 日以前に東久留米市に住民票を移すことができなかった方についても受給できる場合がありますので、コールセンターまたは申請・相談受付窓口などへご相談ください。

共通事項

■申請受付期間

6 月28日(金)まで(必着)

申請書を市に提出後、審査を経て支給となる場合は、振込日を記載した決定通知書を送付します。

■郵送の場合の送付先

〒203－8555、東久留米市本町 3－3－1、重点支援給付金担当宛て

■申請・相談受付窓口の開設

〇 4 月 1 日(月)～30日(火)

〇市役所 1 階南出入口横特設ブース

注▼窓口は 4 月30日(火)までの開設です。5 月 1 日(水)以降はコールセンターにお問い合わせください▼ 5 月 1 日(水)以降申請書を直接提出する場合は、コールセンターに事前に連絡の上、福祉総務課窓口(市役所 1 階)へお越しください

均等割のみ課税世帯給付分(10万円給付金)

支給対象世帯令和 5 年度住民税均等割のみ課税世帯(基準日< 5 年12月 1 日>時点で、世帯全員の住民税所得割が非課税で、うち少なくとも 1 人が住民税均等割のみ課税の世帯)

- ※次に当てはまる場合は支給対象外です。
- ・世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている場合
- ・租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合

支給金額 1 世帯10万円

申請方法 右表参照

- ※同意書および申請書は、4 月中旬発送予定です。



市〇〇
(均等割のみ課税世帯給付分)

表 住民税均等割のみ課税世帯給付分(10万円給付金)申請方法

対象世帯	申請方法		こども加算給付分も対象の場合
市から「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(均等割のみ課税世帯給付分・こども加算給付分)の支給について(同意書)」が届いた世帯	申請不要	同意書の内容をご確認いただき、確認期間経過後に振り込まれます。こども加算給付分も対象の場合、同意書に支給額・対象児童数が記載されていますのでご確認ください。	
市から「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(均等割のみ課税世帯給付分兼こども加算給付分)申請書(請求書)」(申請書)が届いた世帯	申請書などを返信用封筒で郵送またはオンライン申請	対象要件に合致していることをご確認いただき、給付対象となる場合のみ、申請書や必要書類などを同封の返信用封筒により提出、または申請書記載の URL・二次元コードからオンライン申請してください。	「申請書」の「3.こども加算給付申請児童等」「4.こども加算給付申請額・請求額」にも記入・入力の上、申請してください。
5 年 1 月 2 日以降の転入者を含むなど、5 年度市民税の情報がない世帯	申請書などを入手の上、窓口または郵送で提出	申請書を入手し、必要事項を記入の上、必要資料を揃えて、申請・相談受付窓口(市役所 1 階南出入口横特設ブース)などにご提出いただくか、送付先へお送りください。	

こども加算給付分

支給対象 次の①または②に該当する世帯で、5 年12月 1 日時点で平成17 年 4 月 2 日以降に生まれた児童が同一世帯にいる世帯

- ① 7 万円給付金を受給する住民税非課税世帯(家計急変世帯を除く)
- ② 10 万円給付金を受給する住民税均等割のみ課税世帯
- ※ 5 年12月 2 日～6 年 6 月28 日に生まれた新生児や、別居しているものの生計が同一である児童がいる場合についても対象となります。申請方法等の詳細はコールセンターにお問い合わせください。

支給金額 対象児童 1 人につき 5 万円



市〇〇
(こども加算給付分)

申請方法

- ① 7 万円給付金を受給する住民税非課税世帯(家計急変世帯を除く)
申請不要。7 万円給付金支給後、対象世帯には支給額・対象児童数・支給時期などを記載した「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(こども加算給付分)の支給のご案内」を 4 月中旬から順次発送します。送付後、7 万円給付金の振込先口座に振り込まれます。
- ② 10 万円給付金を受給する住民税均等割のみ課税世帯
10 万円給付金の申請時に合わせて申請してください。同意書が届いた世帯は支給額などを確認してください(上表参照)。原則として、10 万円給付金と同時に振り込まれます。

春の全国交通安全運動

岡田無警察署 ☎042・467・0110

市管理課管理調整担当 ☎042・470・7764

春の全国交通安全運動が4月6日(土)～15日(月)の10日間、「世界一の交通安全都市TOKYOを目指して」をスローガンに実施されます。

◎運動の重点

- ①こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
②歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
③自転車・電動キックボード等の利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
④二輪車の交通事故防止

市内でも期間中は、東久留米市交通安全協会を中心に交差点での安全指導を行います。

◎4月10日は「交通事故死ゼロを目指す日」です

記録の残る昭和43年以降、国内で交通事故による犠牲者が無い日は1日也没有。交通事故を未然に防ぐためには、交通ルールを守り、交通マナーを実践することが不可欠です。今後も一人ひとりが交通安全に対する意識を持って、交通事故死ゼロを目指していきましょう。

◎運転者講習会

春の全国交通安全運動期間中に、田無警察署員による運転者講習会を開催します。ぜひご参加ください。

日 4月9日(火)午後6時半～8時

場 東久留米市役所7階701会議室

内 田無警察署員による講話、DVD放映。運転者講習カードをお持ちの方は持参してください。参加された方には交通安全グッズを差し上げます



同運動のポスターコンクール受賞作品

東久留米市パークマルシェ in 上の原東公園

現在、市で進めている公園のあり方検討の一環として市民協働や民間活力の導入など、新しい時代の公園のあり方を市民や民間事業者の皆さんに広くご理解いただくことを目的として、上の原東公園でマルシェを開催します。

日 4月28日(日)午前10時～午後3時(雨天・荒天の場合、中止)

場 上の原東公園(上の原2-3)

出展者一覧の通り、来客用駐車場がありませんので、自転車、徒歩または公共交通機関でご来場ください。岡環境政策課緑と公園係 ☎042・470・7753



上の原東公園

表 出展者一覧			
ワークショップ／物販		キッチンカー	
屋号	内容	屋号	内容
いろいろわ	サンキャッチャーなど	フクシマ商店	イタリアごはん、ポタージュ、プリン
le petit chateau	リボンのワークショップ	NOWEAT	ホットドッグ
食品サンプル教室やみい	食品サンプル	龍美屋	たこ焼き
ひろばcafé	おもちゃの銃を使った射的ゲーム	オットントットダイナー	イタリアン弁当
moani smile garage	ハワイアンアロマ、LEDキャンドル	中華すこやか	弁当、餃子
耳つぼlove_eggs	耳つぼ	レインボークレープ	クレープ
calme	ドライフラワーブーケ作り	Twinkle★JackTokyo	アイスクリーム
petit tresor	カスタムボールペンなど	373deli	韓国料理
roko.motion	布小物、手編み小物	※出店内容は予告なく変更となる場合があります	
だがしや かなん	駄菓子		
Mermaid.sb	布小物、樹脂アクセサリなど		
HARU+Life Jewelry	アクセサリ、布ぞうり		
haretane*	布小物		

国登録有形文化財

「村野家住宅（顧想園）」特別見学会などのご案内

◎村野家住宅(顧想園)特別見学会

市内で唯一の茅葺民家「村野家住宅」を特別公開します。

「村野家住宅」は江戸時代から明治期にかけての景観が残る柳窪にあり、平成23年に、主屋・離れ・土蔵3棟・薬医門・中雀門の7棟の建造物が国の登録有形文化財となっています。同住宅は個人住宅

のため普段は見学ができませんので、この機会にご覧ください。

また、令和5年8月31日に新たに市の有形文化財に指定された河鍋暁雲作「七福神遊宴の図」(通常は非公開)もご覧いただけます。



村野家住宅「主屋」



河鍋暁雲作「七福神遊宴の図」

日 ①4月23日(火)、②5月19日(日)、③6月1日(土)いずれも午前10時～11時半と午後1時～2時半の2回

場 集合場所＝「村野家住宅」前(柳窪4-15-41、西武バス「柳窪一丁目」バス停から徒歩11分)

定 各回先着50人

費 700円(資料代・保険代・茶菓代・維持協力費)

他 ▼主催＝株式会社兼七 ▼後援＝東久留米市

日 ①は4月12日(金)、②は5月2日(休)、③は5月16日(休)までに(いずれも必着)、往復はがきに参加希望日と午前・午後の希望(第3希望まで記入可)・氏名(同伴2人まで連記可)・住所・電話番号・返信用の宛名を記入の上、〒187-0041、小平市美園町1-6-1-207、株式会社兼七内「村野家住宅特別見学会係」宛て郵送を岡株式会社兼七「村野家住宅特別見学会係」☎042・344・6735または市郷土資料室☎042・472・0051

◎柳窪見学会2024春

東久留米市柳窪は、武蔵野の面影濃い地域です。江戸から明治へと時を経て語りかけるたたずまいが現存し、小平霊園内のさいかち窪を水源地とする黒目川散策、国の登録有形文化財「村野家住宅(顧想園)」や地元の名産「柳久保小麦畑」など見逃せない景観と出会えます。

日 4月27日(土)午前9時半からと午後1時からの2回

※見学時間は、いずれも約2時間半。小雨決行。

場 集合場所＝西武バス「柳窪一丁目」バス停から南へ80メートル先の「西団地南」交差点・セブンイレブン柳窪1丁目店駐車場

定 各回30人(応募多数の場合は抽選)

費 600円(資料・保険代など)

注 駐車場はありませんので、公共交通機関で来場を

他 ▼主催＝NPO法人東久留米の水と景観を守る会 ▼後援＝東久留米市

日 4月13日(土)までに(必着)、はがき(〒203-0023、南沢1-5-13-002、武石百合子宛て郵送)または☎(mizu.keikan@gmail.com)に必要事項を記入の上、申し込みを▼必要事項＝氏名(同伴2人まで連記可)、申込者全員の郵便番号、住所、電話番号(お持ちの方は携帯電話)、午前・午後の希望、岡東久留米の水と景観を守る会・武石☎042・472・0342または同会・鈴木☎090・2210・5305



黒目川



同会☎



市税などの納め忘れ はありませんか

5年度の市税など(市民税・都民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税(種別割)、後期高齢者医療保険料、介護保険料)の納期限が過ぎました。

納期限までに市税などを完納していないと、延滞金が増加されるだけでなく、財産が差し押さえになる場合もありますので、ご注意ください。

納付にお困りのときは

病気・事故・災害など、やむを得ない事情で納付が困難な場合には、できるだけ早めに納税課(市役所2階)にご相談ください。

納め忘れを防ぐために口座振替が便利です

市役所の窓口(納税課・保険年金課・介護福祉課)では、銀行のキャッシュカードを使って申し込みができる「Pay-easy」口座振替



学生納付特例 制度の申請

日本国内にお住まいで20歳以上の方(厚生年金などの年金制度加入者は除く)は国民年金に加入し保険料を納めること



児童扶養手当・特別 児童扶養手当の改定

6年4月分から次の通り改定されました。

児童扶養手当(月額)

●**全体額**▼全部支給Ⅱ4万4140円→4万5500円
▼一部支給Ⅱ4万4130円→1万4100円→4万5490円→1万7400円
●**第2子加算額**▼全部支給Ⅱ1万4200円→1万7500円
▼一部支給Ⅱ1万4100円→5210円→1万7400円

受付サービス」を実施しています(申し込み時に金融機関への届出印、通帳は不要です)。また、「口座振替依頼書」によるお申し込みは、ご連絡をいただければご自宅に申請書を送付いたします。

市税などの納付には、納付の期間や納め忘れがない、便利で確実な口座振替をぜひご利用ください。

●**特別児童扶養手当(月額)**
▼1級Ⅱ5万3700円→5万5350円
▼2級Ⅱ3万5760円→3万6860円

※8月期支払い分(4月～7月分)から改定後の手当額となります。

●**特別児童扶養手当を振り込みます**
5年12月～6年3月分の特別児童扶養手当を4月11日(木)に指定預金口座に振り込みます。利用金融機関によつて入金が遅れる場合がありますので、ご了承ください。

●**今年度の振り込みは、改定前の金額です**
児童扶養少年課助成支援係

042・470・7736

042・470・7736

042・470・7736

042・470・7736

042・470・7736

042・470・7736

042・470・7736

042・470・7736

042・470・7736

042・470・7736

042・470・7736

042・470・7736

042・470・7736

042・470・7736

042・470・7736

042・470・7736

042・470・7736

042・470・7736

042・470・7736

042・470・7736

※17日(水)は午後7時まで受付会場市役所6階602会議室

●**東京都子育て支援員
研修受講生募集**
保育や子育て支援分野に従事する上で必要な知識や技能などを有する「子育て支援員」の養成研修(第1期)です。今回は地域保育コースです。

●**6月頃から順次研修開始**
場オンライン研修または新宿など

●**区内在住または在勤で、今後子育て支援員として就業する意欲のある方**
他カリキュラムや日程など研修の詳細は、募集要項または申し込み先のHPをご確認ください

●**4月1日(月)～15日(月)に(消印有効)、都福祉保健財団HPまたは**
申込書(市
区町村窓口
または同財
団HP)から入
手可)を同
財団宛て郵
送(簡易書留)を

●**研修に関すること**Ⅱ都福祉局子供・子育て支援部企画課 ☎03・5320・4121
▼申し込みに関することⅡ都福祉保健財団 ☎03・3344・8533

●**前年所得が基準以下の方**
学生証または在籍期間が確認できる在学証明書をご用意の上、保険年金課(市役所1階)、お近くの年金事務所または学校(代行事務の指定を受けている場合のみ)などで申請を。「マイナンバー」からの電子申請も利用できます

●**武蔵野年金事務所** ☎0422・56・1411

●**0422・56・1411**

●**0422・56・1411**

●**0422・56・1411**

●**0422・56・1411**

●**0422・56・1411**

●**0422・56・1411**

●**0422・56・1411**

●**0422・56・1411**

●**0422・56・1411**

●**0422・56・1411**

●**0422・56・1411**

●**0422・56・1411**

●**0422・56・1411**

●**0422・56・1411**

●**0422・56・1411**

●**0422・56・1411**

●**0422・56・1411**

●**0422・56・1411**



退職・就職したら国民健康保険の加入・脱退の手続きをしましょう



市内に住所があり、勤務先の健康保険などに未加入の方は、国民健康保険に必ず加入することになります。会社などを退職し勤務先の健康保険を脱退したとき、または会社などに就職して勤務先の健康保険に加入したときには、国民健康保険の加入・脱退の手続きが必要です。14日以内に忘れずに手続きをしてください。

※各手続きに必要な書類などは、右下表や市HPを参照してください。

●**勤務先の健康保険に入れません**
会社、工場などの法人や従業員が5人以上の個人事業所に勤務している方とその家族は、一部業種を除き勤務先の健康保険や厚生年金への加入が法律で義務付けられ、病気やけがをしたときに必要な保険給付が行われ、生活を安定させる仕組みが取られています。

フルタイムで働く方などだけでなく、一定の条件を満たすパートやアルバイトの方も社会保険の加入対象となります。勤務先の健康保険への加入については、職場の担当者や全国健康保険協会へご相談ください。

- 各種問い合わせ先**
▼**健康保険に関すること**＝全国健康保険協会東京支部 ☎03・6853・6111
▼**厚生年金に関すること**＝武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411
▼**労働基準・労災に関すること**＝総合労働相談コーナー(三鷹労働基準監督署内) ☎0422・67・6340
▼**手続きに関すること**＝保険年金課国保年金資格係 ☎042・470・7732

表 国民健康保険への加入・脱退手続き 必要書類

内容	必要書類		備考
	手続きにより必要なもの	共通して必要なもの	
加入の手続き	市内に転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書	※住民票が同一世帯の方で既に国民健康保険に加入している方がいる場合には、その方のマイナンバー確認書類(マイナンバーカード等)も必要です。
	勤務先の健康保険をやめたとき	勤務先の健康保険をやめた証明書(資格喪失証明書等)	
	健康保険の被扶養者からはずれたとき	加入していた健康保険の被扶養者から外れた証明書(資格喪失証明書)	
	国保の世帯に子どもが生まれたとき	被保険者証、母子健康手帳、分娩にかかる領収証明書、直接支払制度利用に関する合意文書、世帯主主義口座番号のわかるもの	
	生活保護が廃止になったとき	生活保護受給証明書	
脱退の手続き	市から転出するとき	被保険者証	※国保の資格がなくなってから国保被保険者証を使用して医療を受けた場合、東久留米市が医療機関へ支払った医療費を返還していただくことになりますので、ご注意ください。
	勤務先の健康保険に入ったとき、または被扶養者になったとき	国民健康保険と勤務先の両方の被保険者証(全員分)	
	被保険者が死亡したとき	被保険者証、喪主であることが確認できるもの(会葬御礼のはがき等)、葬儀代の領収証、喪主の口座番号が分かるもの	
	生活保護の受給が開始されたとき	生活保護受給証明書	

● ● ● お住まいの耐震性について相談を受け付けます ● ● ●

◎無料耐震相談会について

市では、お住まいの耐震についての不安や疑問について相談できる無料の相談会を年6回実施しています。無料耐震相談会は、相談者が持参した図面をもとに住宅の簡易診断などを専門家である建築士がボランティアで行います。※ブロック塀に関する耐震相談も可能です。

日場右表の通り **相談員**東久留米建築設計協会会員 **費**無料
持図面、建築確認申請書、間取り図などの家の構造・規模がわかるもの
注当日受け付けも可能ですが、お待ちいただく場合があります
申各相談日の前日までに電話で施設建設課へ **問**同課☎042・470・7756

表 耐震相談日時・会場

	相談日時	会場
1	4月12日(金)	午後2時 ～4時 市役所1階 屋内ひろば
2	6月14日(金)	
3	8月9日(金)	
4	10月11日(金)	
5	12月6日(金)	
6	7年2月14日(金)	

◎ブロック塀の適正な維持管理について

市では、小学校の通学路沿道のブロック塀について調査を実施しています。びび割れや損傷等の変況が確認できた所有者には直接伺って適正な維持管理をお願いしています。お住まいにブロック塀がある方は右図のチェックポイントを用いて安全点検をお願いします。

詳細は、「東京都耐震ポータルサイト」をご覧ください。
問建築基準に関して＝都多摩建築指導事務所建築指導第二課☎042・464・0020

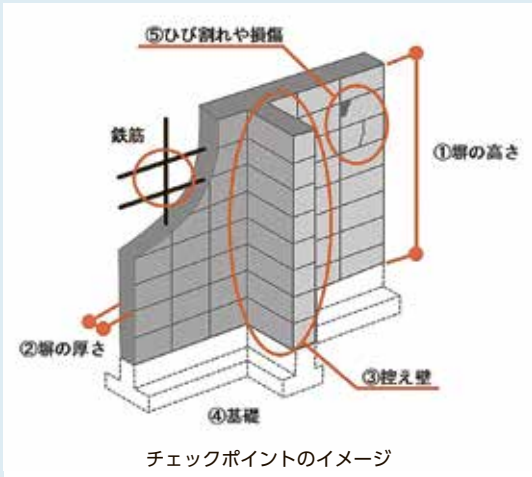


ブロック塀の安全点検等(東京都耐震ポータルサイト)

チェックポイント

以下の項目を点検し、1つでも不適合がある場合や分からないことがあれば、無料相談会をご利用ください

- ☐①塀の高さは、地面から2.2m以下か
- ☐②塀の厚さは、15cm以上※あるか
※塀の高さが2m以下の場合は、10cm以上
- ☐③控え壁は(塀の高さが1.2m超の場合)、長さ3.4m以下ごとに、高さの1/5以上突出しているものがあるか
- ☐④基礎は、コンクリートの基礎が確認できるか
- ☐⑤塀は、傾いたり、ひび割れしたりしていないか



高齢者・福祉

障害・難病等 啓発事業補助金

市では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)に基づいて、障害者差別の解消の促進につながる啓発事業に対し、活動費の一部を補助しています。

対象者、難病患者などの当事者団体が主催する障害者啓発事業の開催費
申請障害福祉課管理係☎042・470・7747またはFAX042・475・8181

東京都シルバーパス 新規(4月～9月) 購入手続き

都営交通・都内民営バスなどが利用できる「東京都シルバーパス」を購入できます。

有効期限9月30日(月)
対象都内に住所を有する満70歳以上の方
費次の通り

①住民税が課税の方11万255円(4月～9月の申し込みは有効期間が半年のため、満額2万510円の半額です)
②住民税が非課税の方11万000円
③住民税が課税で、合計所得金額が135万円以下の方11万000円

必要書類本人確認書類(健康保険証または運転免許証など)。ただし、前記費用の②・③に該当する方は次の(ア)～(ウ)のいずれか1点も追加が必要です。

②・③に該当する方は次の(ア)～(ウ)のいずれか1点も追加が必要です。

(ア)介護保険料額決定通知書兼納入通知書の所得段階区分欄に「第一段階」第六段階のいずれかの記載のあるもの

(イ)住民税課税証明書または非課税証明書

(ウ)生活保護受給証明書

注▼(ア)は再発行できません。お手元がない場合は、(イ)の取得を ※市課税課

(市役所2階または各連絡所)で取得可▼(ア)～(イ)は、6年度の書類が発行されるまでは5年度の書類で代用可▼(ウ)は4月1日以降に発行され、生活扶助受給が確認できるものに限り、介護保険料の改定のため、7月頃に発行される6年度の(ア)の所得段階については、別途お問い合わせください

必要書類を用意の上、最寄りのバス営業所・都営地下鉄定期券販売所などのシルバーパス発行窓口で

問東京バス協会シルバーパス専用電話☎03・5308・6950(土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)

認知症介護者家族会

認知症の方を介護するご家族の方、一人で介護の悩みをかかえていませんか。日々のことや心配ごとなど、気軽に話し、ほっとできる場所として開催しています。

4月は東部・西部地域包括支援センター主催です(中部地域包括支援センターは5月に開催します)。事前にお申し込みの上ご参加ください。

◎東部地域にお住まいの方対象地域上の原・神宝町・金山町・氷川台・大門町・

東本町・新川町・浅間町・小山

日場4月16日(火)午後1時15分～2時半。東部地域センター会議室2

問東部地域包括支援センター☎042・428・7788または☎042・473・9996へ

◎西部地域にお住まいの方対象地域前沢四・五丁目、滝山・下里・柳蓮・野火止・八幡町・弥生

日場4月12日(金)午後1時15分～2時半。西部地域センター第2講習室

問西部地域包括支援センター☎042・472・0661

乳酸飲料配布事業の終了について

この度、乳酸飲料配布事業につきまして、受託事業者と協議の結果、6年3月29日をもって終了いたしました。長らくのご利用誠にありがとうございました。

問福祉総務課高齢者福祉係☎042・470・7749

住環境

正しい救急車の利用方法を知ろう

救急車の出場件数が、91万7472件(前年比4万5371件増)で過去最多を更新しました(令和5年中東京消防庁管内速報値)。

◎救急車の適正利用

救急出場件数が多くなると救急車の到着時間が遅れてしまいます。救える命を救うために、適正に救急車を利用し、自分で病院に行

表1 福祉タクシー事業・ガソリン費助成事業の対象・内容など

区分	福祉タクシー事業	ガソリン費助成事業
対象	①身体障害者手帳1・2級(内部障害は3級) ②愛の手帳1・2度	
助成内容	6カ月間上限1万円	3カ月間上限8,250円 (1ℓにつき55円。150ℓまで)
請求方法	請求書に領収書・レシートを添付して提出	
請求月	4月・10月	4月・7月・10月・1月
申請に必要なもの	①身体障害者手帳または愛の手帳 ②本人の口座が分かるもの ③車検証(ガソリン費助成申請の場合のみ) ※登録車両は本人または同居親族の車両のみ。 ④令和5年度課税(非課税)証明書(転入などで東久留米市で所得確認ができない方のみ)	

表2 福祉タクシー事業・ガソリン費助成事業の所得制限限度額

扶養親族数	所得制限限度額	扶養親族数	所得制限限度額
0人	473万5,000円	3人	603万8,000円
1人	516万8,000円	4人	647万3,000円
2人	560万3,000円	5人	690万8,000円

※扶養親族数6人以降は1人増すごとに43万5,000円を加算します。
※ガソリン費助成は世帯全員の所得確認が必要です。

障害者福祉事業 タクシー代・ガソリン費 の助成

市では、市内在住で障害者手帳をお持ちの方を対象に、タクシー代またはガソリン費を助成しています。

問右表1参照

注所得制限があります(右表2参照)。施設入所している方、入院している方は受給できません

申直接障害福祉課(市役所1階)で
問同課管理係☎042・470・7747またはFAX042・475・8181

ける場合は、自家用車や公共交通機関などをご利用ください。

◎迷ったときはどうするの

病院へ行くべきか、救急車を呼ぶべきか迷った場合や、救急病院の情報を知りたい場合は、東京消防庁救急相談センター☎#711線(380)

9または☎042・521・2323(多摩地区)へご連絡ください。相談医療チーム(医師、看護師、救急隊経験者など)が24時間、年中無休で対応します。

問東久留米消防署救急係☎042・471・0119(内線380)

お知らせ

教科用図書選定調査
委員会委員の公募

教育委員会では、7年度から市立中学校で使用する教科用図書を採択するため、「教科用図書選定調査委員会」を設置し、その委員を公募します。

募集人数 2人（応募多数の場合は抽選）

応募資格 18歳以上の市内在住者で、「市民公募に関する要領」の欠格事項に該当しない方

申 4月8日（月）～19日（金）（閉庁日時を除く）、指導室（市役所6階）で配布する応募用紙に必要事項を記入の上、応募する本人が直接持参してください
問 指導室指導係 ☎042・470・7781



平和への想いを込めた千羽鶴の受け付け

市では、平和事業として、市民の皆さんが平和への想いを込めて製作した千羽鶴を年間を通して受け付けています。今年は6月14日（金）までにいただいた千羽鶴を7月上旬～中旬（予定）に市役所1階屋内ひろばで展示し、その後、製作者の希望により広島市（平和記念公園）と長崎市（長崎原爆資料

館）に届けます。
受付場所 総務課（市役所4階）

千羽鶴は必ず糸につなぐ状態でご持参してください。糸につながない折り鶴は受け付けできません

勤務時間 月16日。午前8時半～午後5時15分（土曜日勤務あり）シフト制

勤務場所 市役所4階（わくわく健康プラザ2階）

勤務内容 0～18歳未満の子どもと家庭に関する総合相談・児童虐待対応・電話相談・面接相談・家庭訪問等による個別援助業務

募集人数 若干名
報酬 月額26万590円（別途、交通費相当額と期末手当は、市の規定により支給）

応募資格 福祉関係の資格（社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師、保健師、助産師、看護師、幼稚園教諭、教員免許、養護教諭、保育士、児童指導員など）および普通運転免許を有している方

西部地域センター設備の更新工事予定

西部地域センターの屋上にある共有部の空調機器および多目的ホール舞台装置の更新工事を11月～7年3月末までの期間内でおおむね1カ月程度予定で行います。工事期間中は、多目的ホール（フラット部分を含む）の貸出利用の一時制限をさせていただきます。詳細につきましては、今後、広報紙および市HPにてご案内します。

広報紙および市HPにてご案内します。
問 生活文化課 ☎042・470・7738

職員募集



こども家庭センター
会計年度任用職員
（専門職）

※募集は、産休代替職員を含みます。

官公署
など

令和6年度地域の
底力発展事業助成

都では、地域活動の担い手である町会・自治会が主催して行う地域の課題を解決するための取り組み（催し・活動など）を支援するため、事業助成を行っています。

助成対象 都内に所在する町会・自治会

対象事業 ①地域の課題解決のための取り組み

②都が取り組む特定施策の推進につながる取り組み
5区分（防災・節電活動「子ども・若者育成支援」「高齢者等の見守り活動」「防犯活動」「多文化共生社会」「く

り」）③B・S都が緊急に取り組むべき特定施策の推進につながる取り組み（デジタル活用支援）④複数の単一町会・自治会が共同して実施する地域の課題解決のための取り組み

⑤単一町会・自治会が他の地域団体と連携して実施する地域の課題解決のための取り組み
募集期間（事前相談期間）
4月1日（月）～5月13日（月）、
6月3日（月）～8月9日（金）、
9月2日（月）～10月18日（金）

※詳細は都生活文化スポーツ局HPをご覧ください。
申 問 同局都民生活地域活動推進課 ☎03・5338・3166



同局HP

社会福祉協議会
ボランティアセンター

ボランティアセンターは、ボランティアをしたい個人・団体と、ボランティアの応援を求めている個人・団体のつなぐ中間支援組織です。活動場所の提供や各種養成講座・講演会を通じた啓発活動などを行っています。

登録・紹介までの流れ ①ボランティアしたい内容の相談 ②登録カードの提出 ③ボランティア活動を紹介します。登録人数登録63人、団体登録24団体。「特技ボランティア一覧」を同センターHPに掲載しています

◎ボランティア相談・活動の場の提供

「ボランティアをしたい」「こんなボランティアさん知りませんか」など、さまざまなボランティア相談を随時受け付けています。

「ボランティア保険」「行事保険」の加入手続き（6年度版）

「ボランティア保険」は、ボランティア活動中の「傷害保険」と「賠償責任保険」をセットにした保険です。市社会福祉協議会または中央地区センターで手続きができます。5年度に加入した同保険は、6年3月末日で補償期間が終了しました。4月以降にボランティア活動を予定している方は、新たに手続きが必要です。

他にも、市民活動団体の主催行事を対象とした「行事保険」「行事保険（当日参

加対応型）もあります。各行事保険は、3月31日の末日開催の行事まで加入可能です。



同センターHP

市民伝言板

会員募集

◆東久留米市ターゲット・バードゴルフ協会＝日 毎週月曜・水曜・木曜 日午前9時半～午後0時半 他 白山公園 他 費会費年5,000円 他 お気軽に体験下さい。手ぶらでOK。貸しクラブあり。ミニゴルフです 問 坂田 ☎042・473・5245

◆太極拳（わかばの会）＝日 月 3回。月曜 日午前10時～正午 他 西部地域センター 他 費入会金500円、会費月1,500円 他 太極拳のゆったりと気持ちの良い動きで、転倒予防と免疫力アップを 問 塩澤 ☎042・472・9688

◆健康野球軍団・ブラックキャッツ＝日 毎週木曜 日午前8時半～正午 他 滝山球場 費会費月1,000円 他 他 暖春スポーツに快適なシーズン。今年は還暦野球で楽しもう。健康維持 問 佐藤 ☎090・8006・7823

◆料理（あしたの食卓）＝日 月 2回。第1・第3水曜 日午前9時半～午後1時半 他 西部地域センター 費会費1回700円 他 他 調味料代半期2,500円。初心者から経験者まで。60歳以上の男女募集 問 菊池 ☎090・6044・7963

◆寿社交ダンスクラブ＝日 月 2回。第2・第4土曜 日午前9時半～11時半 他 中央町地区センター 費会費年2,500円 他 他 初級程度の社交ダンス基本ステップ等練習。初めての方大歓迎。60歳以上 問 横山 ☎090・6516・1905

◆仙武館空手道教室（松濤館流）＝日 毎週日曜 日午前10時～午後0時半 他 南町小学校 費入会金5,000円、会費月3,000円 他 他 小学生以上。体験入門から始められて納得の上ご入会下さい 問 土居 ☎042・475・9375

◆茶道（金茶会）＝日 月 2回。月曜 日午前10時～正午 他 生涯学習センター 費会費月1,500円 他 他 季節の和菓子・お抹茶で茶道の稽古始めませんか。初心者歓迎 問 阿部 ☎042・477・0237

◆東久留米市囲碁連盟＝日 月 1回。第4日曜 日午前9時半～午後5時 他 西部地域センター 他 費会費1回1,000円 他 他 午前2局、午後2局、点数制で増減します。賞あり 問 富村 ☎042・475・0479

◆ひばりグラウンドゴルフ同好会＝日 毎週月曜・水曜・金曜 日午前10時～正午（雨天中止） 他 学園町ゲートボール場 費会費年2,400円 他 他 初心者から経験者までの60歳以上の男女募集。見学・体験可 問 石川 ☎090・7903・4135

◆中国健康法普及協会＝日 日曜以外の毎日 日午前9時～9時半 他 滝山公園 費入会金1,000円、会費年2,000円 他 他 今年創立25周年記念のお祝いをします。初心者歓迎 問 今野 ☎090・9332・3205

◆東久留米パソコンクラブ＝日 月 3回。金曜 日午後1時半～3時半 他 生涯学習センター 費会費月1,000円 他 他 初心者向けに、やさしい画像の編集をパソコンで行います。パソコン持参 問 沢田 ☎080・1257・3857

◆滝山健康麻雀の会＝日 毎週月曜 日午後1時～4時半 他 西部地域センター 費入会金1,000円、会費月1,000円 他 他 70代歓迎。別途クラブ合宿あり。詳しくは 問 堂柿 ☎090・2561・4501

◆東久留米市ラジオ体操連盟＝日 毎日 日午前6時10分～7時（雨天中止） 他 滝山公園 他 費会費年1,200円 他 他 初心者歓迎。正しいラジオ体操、練功十八法を身に付け健康維持 問 対馬 ☎042・471・5742

催し

◆講演「発声と免疫力」（早稲田大学東久留米稲門会）＝日 4月21日（日）午後2時～3時半 他 成美教育文化会館1階ギャラリー 他 他 楽しく学ぶ発声と呼吸法。講師は、（社）日本発声医学協会代表理事 問 大矢 ☎042・475・8532